

# 本宮七丁目町内会自主防災隊規約

(名 称)

第1条 この組織は本宮七丁目町内会自主防災隊（以下「本防災隊」）と称する。

(目 的)

- 第2条
- 1 本防災隊は本宮七丁目町内会（以下「本町内会」）として地震・火災・風水害・雪害等の災害（以下「災害等」）に備える活動並びに災害発生時に町内会員の生命、財産を守るための応急的な活動を行うことを目的とする。
  - 2 本宮七丁目町内会会員は各自の生命・財産を守るために、常に身の回りを点検整備し平常時から災害発生に備えることとする。

(活動拠点)

第3条 本防災隊の活動拠点は、平常時は防災隊長宅に置き、災害等が発生したときは防災隊長が指定した場所に置くこととする。

(活動組織)

- 第4条
- 1 本防災隊の防災隊長は、本町内会総会において選出し、防災隊長が任命する副隊長並びに組織編成表により組織する。  
また、隊長・副隊長の任期は特に設定しない。
  - 2 本防災隊に情報統括部と現場活動部を設けて活動する。

(活 動)

- 第5条 本防災隊は次の活動を行う。
- 1 防災に関する知識の普及及び訓練の実施
  - 2 災害予防のための危険箇所の点検把握と改善処置
  - 3 災害発生時における被災者の救出と初期消火等の初動活動
  - 4 災害発生時における地域防犯活動
  - 5 災害情報の把握伝達と行政機関が設置する対策本部との連携
  - 6 災害の状況に応じ、防災福祉マップにより要援護者等の避難誘導
  - 7 給食、給水などの生活支援活動
  - 8 その他の応急的な防災活動

(招集の基準と連携)

- 第6条 本防災隊は災害の状況を早急に把握し対応するため、非常招集の基準を次の通りとする。
- 1 地震については、震度5以上により甚大な被害が生じたとき。
  - 2 火災については、初期消火と被災者の安否確認又は救出をしなければならないとき。
  - 3 その他風水害などにより被災したとき。
  - 4 災害情報については、行政機関が設置する対策本部、消防署等に速やかに通報するとともに連携を密にして活動する。

(避難場所)

- 第7条 緊急の場合、一時避難場所について次の通りとする。
- 1 1班～6班 みんなの稲荷公園
  - 2 7・8班 下鹿妻北近隣公園

(組織編成表)

第8条 本防災隊の組織編成表は別表の通りとする。

(運営・経費)

- 第9条
- 1 本防災隊の運営については、本町内会の役員会において協議し決定する。
  - 2 本防災隊が必要とする経費は、本町内会予算をもって充当する。
  - 3 本防災隊の隊長・副隊長に活動手当を支給する。  
手当の金額は本町内会総会の決議による。
  - 4 その他この規約に定めない状況が生じたときは、本町内会の役員会において協議し決定する。

付 則

- 1 この規約の制定・改廃は本町内会において定める。
- 2 この規約は令和4年3月27日より実施する。
- 3 この改正は令和6年3月24日より実施する。(班の呼称変更による第7条の訂正)